

# 法人減税、中小に手厚く

## 1.5%賃上げで対象

### 設備投資は不問 要件緩く

政府・与党

2018年度の税制改正に盛り込む企業減税案は、中小向けの税優遇が手厚くなっている。賃金を増やした企業への法人減税では、賃上げの要件を大企業よりも緩くするほか、法人税を控除できる割合も大きい。中小企業はリーマン・ショックを機に導入された国税分の軽減税率も続く。個人増税が目立つ中、中小配慮が行き過ぎれば批判が上がる可能性もある。

今回の法人減税の目玉は、備投資額が当期の減価償却費の9割以上となること。賃上げした企業に対する措置だ。大企業の場合、1人当たりの平均給与等支給額を前年度比で3%増やすほか、国内への設

備投資額が当期の減価償却費の9割以上となること。賃上げした企業に対する措置だ。大企業の場合、1人当たりの平均給与等支給額を前年度比で3%増やすほか、国内への設

## 税・予算 2018

中小が賃上げすると減税を受けやすい	
賃上げの比率(1人あたり平均給与等支給額の前年比)	税額控除
中小企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>•1.5%以上 → 給与等支給総額の15%分</li> <li>•2.5%以上 (+人材投資が前期の1.1倍以上など) → 25%分</li> </ul>
大企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>•3%以上 (+一定の国内設備投資額) → 15%分</li> <li>•3%以上 (+一定の国内設備投資額 +人材投資が直近2年間の平均の1.2倍以上) → 20%分</li> </ul>

(注)控除はいずれも最大で法人税額の20%まで

### 中小向けの減税は手厚い

名称	内容
賃上げ税制	控除率の拡大、賃上げ要件の緩和
事業承継税制	非上場株式の全株の100%について相続税を納税猶予
固定資産税	新規に導入する機器にかかる税率を0.7%~ゼロ%に
交際費課税の特例	800万円まで全額を損金に算入可能に
軽減税率	年800万円以下の法人所得にかかる税率を15%に

備投資額が当期の減価償却費の9割以上となること。賃上げした企業に対する措置だ。大企業の場合、1人当たりの平均給与等支給額を前年度比で3%増やすほか、国内への設

向きの事業承継税制の拡充だ。非上場企業の株式を継承する場合の相続税を全額猶予する。現制度は、全株式の3分の2を対象に相続税額の8割までしか猶予してない。相続した株式全体にかかる相続税のうち53%しか猶予されない計算だ。これを全株対象に100%猶予する。

固定資産税は減税を深掘りする。中小が機器を導入した場合、現行の0.7%から自治体の判断で最大ゼロにできる。接待の飲食費など交際費への課税特例は延長。大企業は飲食費の5割を経費として損金に算入できる。中小はさらに特例として800万円までなら全額を損金に算入できるようにする。損金が増えれば課税される対象額が減り、税負担が軽くなる仕組みだ。

国税分の法人税率も中小の減税を維持。法人所得が800万円以下の部分については大企業の23.4%よりも低い15%の税率が適用される。08年リーマン・ショック後の景気低迷を受け、09年度改正から時限措置として18%の軽減税率を導入。12年度改正で15%に下げ、17年度改正で2年間の延長を決めている。中小向けの減税は対象者も多い。政治的にも拡充されやすい傾向にある。日本総合研究所の立岡健二郎・副主任研究員も「中小企業への税優遇は手厚い。中長期的に見れば企業の新陳代謝を促すことも必要だ」と指摘している。